

見附市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年2月25日(水) 午後3時
2. 開催場所 見附市役所 5階 委員会室
3. 出席委員 出席委員 12名
1番 齋藤高央 2番 渡邊和明 3番 佐藤徹
4番 小林平仁 6番 三本友子 7番 齋藤義夫
7番 関谷常夫 8番 三沢孝喜 9番 高橋行雄
10番 小杉義光 11番 櫻井政志 12番 山田久栄
4. 議事日程
日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 報告第1号 農地法第5条の規定による転用届出の受理について
日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
議案第2号 農用地利用集積等促進計画案について
5. 農業委員会事務局職員
局長 北村保 次長 菊地民男 係長 葦澤亜紀子
6. 会議の概要
(午後3時 開会)

- 議長 ただ今から、令和8年2月の農業委員会総会を開会いたします。
- (関谷会長) 本日、出席委員は12名全員です。よって総会は、成立しております。また、出席されている、農地利用最適化推進委員におかれましては、地域の議案もありますので積極的な発言をお願いします。
- はじめに会議録署名委員の指名でございますが、議席番号12番 山田久栄委員、3番 佐藤徹委員の2名をお願いします。
- 議長 それでは報告に入ります。「報告第1号 農地法第5条の規定による転用届出の受理について」事務局より報告願います。
- 事務局 「報告第1号 農地法第5条の規定による転用届出の受理について」報告いたします。(菊地次長)
- 議長 事務局の報告が終わりました。質問等ありましたらお願いします。
- (意見、質問なし)
- 議長 質問、意見がございませんので、以上で報告を終わります。

議長 議事に入ります。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可について」上程します。説明に入る前に、見附市農業委員会会議規則 第14条の規定に基づく議事参与の制限により、私、関谷は、当該議案の審議終了まで退席します。退席の間は、見附市農業委員会会議規則第5条第2項により、議事進行は佐藤代理から務めていただきます。佐藤代理よろしく申し上げます。

該当委員、退室

佐藤代理 議長に指名されました、佐藤です。議事進行につきまして、ご協力をお願いいたします。それでは「議案第1号」について、事務局より説明願います。

事務局 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可について」説明します。
(菫澤係長) 2番、申請地目は田、2筆、面積合計1,850㎡です。
譲渡人の農地の一部を、後継者である譲受人へ贈与するものです。譲受人は後継者として、譲受人と一緒に農業経営を行っており、家族協定も結んでいます。今後も地域の担い手として農業を続けていくということで問題ありません。
この申請については、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

佐藤代理 事務局の説明が終わりました。2番について地区担当委員の齋藤高央委員より補足説明をお願いします。

齋藤委員 譲受人である息子さんは、現在も譲渡人の農地所有適格法人と一緒に農業をしています。すでに地域の担い手として活躍されており、今後も期待できる農業者で全く問題ありません。

佐藤代理 事務局、地区担当委員の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。
(意見、質問なし)

佐藤代理 質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議案第1号」について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤代理 異議なしと認め、原案のとおり決定します。退席の委員の関係案件が終了しました。皆様のご協力により、議事進行を滞りなく終えることができました。ありがとうございました。それでは、退席された関谷委員は、入室してください。

該当委員、入室

議長 「議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案について」上程します。事務局より説明願います。

事務局 「議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案について」説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農用地利用集積等促進計画を作成するにあたっては、農業委員会から意見を聴くこととされていますので、当会に対し意見が求められています。

はじめに、1～5 ページ、地域計画内の促進計画です。

38 筆、合計面積 67,488.46 m²です。

6 ページ、地域計画外の促進計画です。

3 筆、合計面積 1,244 m²です。

7、8 ページは、現在、地域計画内の農地を契約中で、耕作者側が変更になる促進計画の移転になります。

9 筆、合計面積 13,877 m²です。

9 ページは、農地中間管理機構による売買事業を利用した所有権移転の促進計画です。1, 2 番とも同じ譲受人の農地ですので併せて説明します。

1 番、申請地目は田、2 筆、合計面積 2,559 m²です。

2 番、申請地目は田および畑、8 筆、合計面積 15,396 m²です。

1, 2 番とも、譲受人は同じ方で、規模拡大を希望している農業者です。

これらは農地中間管理事業の推進に関する法律に規定されている各要件を満たしており、適切であると考えます。説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。促進計画による所有権移転がありますので、地区担当委員の平井推進委員より補足説明をお願いします。

平井委員 1 番の譲渡人については、ご高齢で子供もいますが遠方に住んでおり耕作が難しいということでした。2 番についても譲渡人がご高齢で子供は会社勤めをしていて耕作は難しく、農地を整理したいということでした。1 番、2 番とも同じ譲受人で、息子さんと一緒に農業経営をしています。地域でも担い手として農業の規模拡大をされている方で問題ありません。

議長 事務局、地区担当委員の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。

(意見、質問なし)

議長 質問、意見がございませんので採決に入ります。議案第 2 号を原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長

異議なしと認め、原案のとおり決定します。

本日の日程は全て終了いたしました。以上で令和8年2月の農業委員会総会を閉会いたします。

(午後3時15分 閉会)

議事録に相違ないものと認め、ここに署名致します。

議 長 _____

署 名 委 員 _____

署 名 委 員 _____

議事録調製者（係長） _____